

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和元年第4回七飯町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

川村主税議員から本日の会議に遅参する届け出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

4番 池田 誠悦 議員

5番 田村 敏郎 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に、町長より提案された議件は、議案5件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第3

議案第59号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第59号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第59号職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。

本年8月7日、人事院は国会及び内閣に対して国家公務員の給与改定について勧告を行いました。政府はこの勧告に従い、国家公務員の給与改定等に関する取り扱いについて、令和元年10月11日、閣議決定し、第200回臨時国会に法案を提出、令和元年11月15日に可決し成立しております。

今回、人事院勧告に沿って、国家公務員の給与改定が行われることから、国家公務員の給与改定に準拠し、職員の給与改定を行うため、関連条例の一部を改正するものでございます。

初めに、今回の給与改定の概要について、御説明申し上げます。

議案関係資料1ページの資料1の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要をごらんいただきたいと思っております。

まず、1の給料月額改定から御説明いたします。

人事院勧告に沿って、（1）として、給料表の改定については、若年層を中心に給料月額を1人平均0.1%引き上げます。おおむね40歳未満の職員92名が対象となり、影響額は104万8,000円となります。（2）として、給料月額改定に伴う時間外手当等の支給額を引き上げます。対象職員は92名、影響額は12万6,000円となります。

次に、2の勤勉手当の改正について御説明いたします。

勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げます。対象職員は173人、影響額は323万4,000円となります。

下段の表についてですが、現行の勤勉手当の合計額の1.850月分を12月改正後は1.900月分とするものですが、支給に当たっては、既に6月期の勤勉手当を0.925月分で支給していることから、令和元年度に限っては引き上げ分の0.05月分は12月に支給する手当に加算し、0.975月分として支給いたします。令和2年度以降につきましては、6月期支給分、12月期支給分ともに0.950月分とするものでございます。

次に、3の施行期日等についてですが、この条例は公布の日から施行します。ただし、1の給与月額の見直しは、平成31年4月1日にさかのぼって適用するため、既に支給した給与等の差額を支給します。2の勤勉手当の(3)については、令和2年4月1日から適用するものです。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要の説明は以上でございます。なお、今回の条例改正に伴う影響額については、先ほど御説明いたしましたが、一般会計、国保会計については既定の予算により対応可能ですので、補正予算の提案はございませんが、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計においては補正予算を提案申し上げます。

次に、議案の内容を御説明いたします。

議案関係資料2ページ、資料2の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)をごらんいただきたいと存じます。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改めます。

第14条の7第2項第1号中「100分の92.5」を「100分97.5」に改めます。

次に、別表第1(第5条関係)の給料表の全部を改めます。概要でも説明いたしましたが、改正後の金額は若年層を中心に30代までの職員が在籍する号俸について平均0.1%引き上げた額となっております。

次に、7ページの職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)をごらんいただきたいと存じます。

第14条の7第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改めます。

議案に戻りまして、附則をごらんいただきたいと存じます。

第1条は施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第14条の7第2項第1号の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「改正後給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第2条は、給与の内払で、改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条は、規則への委任として、前条に定められているもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

以上で、議案第59号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許しますが、その前に今ほど議場内で不快な音がちらちら聞こえているのは、ボイラーの配管の音のようです。それで会議録のシステム自体は、今、事務方が確認した上では何も雑音は入っていませんので、お聞き苦しいのですが、このまま続行したいと思いますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) それでは、これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) それでは、6点ほど簡単な基本的な質問をさせていただきたいと思えます。

まず、この人事院勧告の性格について、町はど

のように把握されているかということと、今年度の勧告の内容、文書を見たら非常に長くいろいろ載ってはいるのですけれども、ポイントを教えていただきたいということです。

それと、この勧告に従わなかったような場合について、ペナルティーとか、七飯町はこうだというような、そういう特別な評判とかそういうものになってしまうのかどうかということ。

それと、これまで何年も勧告が続いているのですけれども、そのときの七飯町の対応。全て勧告どおり対応したのか、一部していないケースもあったのかどうかということ。

それと、最も聞きたい点のところなのですからけれども、今回の対象が正規職員という形になっているのですけれども、非常勤職員と呼ばばいいのでしょうか、正規職員以外の職員の対応について勧告というのか報告では、若干触れている場面があったのですけれども、七飯町としては、その点の対応、職員だけの対応で済ませるのか、そちらのほうのところはどのような理由で何もしないのかどうか、その辺のところを教えてくださいと思います。

あと、勧告の中に給与以外のいろいろな報告とか労働環境とか、そういうのがあるのですけれども、その辺の内容については今後どのように反映されるのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、今の質問について、お伺いしたのは5点だったと思えますけれども、6点。それでは、答弁してまいります。答弁漏れがありましたら、確認したいと思います。

まず、人事院勧告の今回の勧告のポイントというところがございます。給与勧告のポイントということでございます。今回、民間給与との格差というところで0.09ポイントが民間より国家公務員の給与が低かったということで、それを埋めるために初任給及び若年層の俸級月額を引き上げるといったこととございます。

また、ボーナスにつきましては、勤勉手当の部

分についても0.05カ月分低いということから、民間との格差分を今回引き上げるというような勧告でございます。

人事院勧告の性格についてということでございます。人事院勧告につきましては、国家公務員の給与改定について、人事院が国に対し、内閣に対し勧告をするというものでございます。これは私ども地方公務員、地方公共団体につきましては、人事院勧告ではなく人事委員会を置いているところについては、その人事委員会が調査をもとに給与について改正を行うというところになってございますが、七飯町においては人事委員会を持ってございませぬので、以前から人事院勧告を準拠して、給与について精査をして、それを議会のほうに上程しているというところとございます。

今まで人事院勧告に従ってきたのかどうか、今までの対応というところとございます。それにつきましても、今まで人事院勧告の内容を精査して対応してきたところとございますが、おおむね人事院勧告どおりの勧告で行っているというところとございます。

あとは、今回、正規職員の勧告でございますが、非正規職員、非常勤職員の対応というところとございます。非正規職員の中でも、私ども嘱託職員と呼ばれている方と臨時職員という方という方とらっしゃいます。今回、嘱託職員については、同じ行政1表の給料表を用いて給与を算定しているということになってございますので、その給料表自体が上がるといことになりまますので、そこは影響があるということとございます。

また、臨時職員につきましては、給料表自体は別の日当の金額を定めてございますので、その部分については今回影響はございません。ただし、来年度以降については、会計年度任用職員になりますので、そこについては人勧の影響を受けるといようなところのつくりになってございます。

人事院勧告をそのまま準拠しない場合のペナルティーというところのお話でございます。人事院勧告につきましては、先ほど申し上げましたけれども、国家公務員の給与に対する勧告でございますが、七飯町においてはそれを準拠して本議会において決定していただくということとございま

す。それについて、何らペナルティー等はございません。

最後になります。人事院の報告の内容の取り扱いについてでございます。人事院のほうでは、毎年、人事院勧告と、年度によりましては報告というような内容で出されてございます。報告につきましては、今後の人事院勧告、また国の決定によって国家公務員で定められれば、地方公務員のほうにも影響があるというふうに考えております。

回答については、以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 対象が百七十何人とかになっていて、臨時職員とか嘱託とかは入っていないのかなと思ったのですけれども、そちらのほうについても一覧表の適用を受けるので、上がる方がいらっしゃるということによろしいのでしょうか。それ以外の、来年度以降、会計年度任用職員になる場合にはまた別な適用になるので、それ以外の者については今のところ特に配慮しないという御説明でよろしかったでしょうか。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 回答してまいります。

臨時非常勤の部分については、嘱託職員につきまして、現在、七飯町の正職員と同じような行政給料表を用いてございますので、給料表自体が上がりますので、そこの部分については影響のある職員がいるということでございます。

臨時職員の部分、日額の給与が決まっている職員につきましては、今回について影響はございません。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第59号職員の給与に関する条例の一部改

正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第60号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第7号）

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第60号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、議案第60号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正は、先ほど可決いただきました議案第59号職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、介護保険特別会計において必要となる経費について補正をするもので、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億82万6,000円とするものでございます。

それでは、7ページの歳出から御説明申し上げます。

3款民生費1項2目高齢者福祉費は、介護保険特別会計繰出金として6万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金6万円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第60号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第61号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(木下 敏) 日程第5 議案第61号令和元年度七飯町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) それでは、議案第61号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ7万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ28億6,766万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、職員の給与に関する条例の一部改正による介護兼事務職員人件費及び介護予防事務職員人件費の補正でございます。

それでは、介保7ページの歳出より御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費として、給料2万1,000円、職員手当3万6,000円、合わせて5万7,000円の追加。

3款地域支援事業費1項2目一般介護予防事業費として、給料5,000円、職員手当1万6,000円、合わせて2万1,000円の追加でございます。

次に、介保5ページに戻っていただき、歳入でございます。

3款国庫支出金2項2目地域支援事業交付金は、5,000円の追加。

4款支払基金交付金1項2目地域支援事業支援

交付金は、5,000円の追加。

5款道支出金2項1目地域支援事業交付金は、3,000円の追加。

7款繰入金1項2目地域支援事業繰入金は、3,000円の追加。3目その他繰入金は、5万7,000円の追加。

2項基金繰入金1目介護保険財政調整基金繰入金は5,000円の追加でございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第61号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第62号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(木下 敏) 日程第6 議案第62号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長(笠原泰之) それでは、議案第62号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億213万5,000円とするものでございま

す。

主な補正予算の内容でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、給料及び期末勤勉手当の支給率等が改定されたこと、また、本年度4月以降の人事異動に伴い、下水道整備関係職員の人件費を補正するものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款1項1目下水道事業費は、13万5,000円の追加で、内訳は下水道整備職員人件費の2節給料11万3,000円、4節共済費2万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、歳入の補正でございますが、5ページ目にお戻り願います。

7款1項1目繰越金は、前年度繰越金として13万5,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第62号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第63号 令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第63号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第63号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、給料及び期末勤勉手当の支給率等が改定されたこと、また、本年度4月以降の人事異動に伴い、水道事業所属職員の人件費を補正するのが主な内容でございます。

議案となりますが、第1条は、令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、令和元年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、第1款水道事業費用で200万円を追加し、4億8,100万円とし、うち第1項営業費用で同じく200万円を追加し、4億2,640万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、職員給与費に197万7,000円を追加し、5,685万円に、賞与引当金繰入額に2万3,000円を追加し、439万円に改めるものでございます。

次に、収益的支出の予算科目の説明になります。

3ページをお開き願います。

1款1項1目原水及び浄水費は、4万4,000円の追加で、内訳は給料1万2,000円、手当2万3,000円、賞与引当金繰入額9,000円を追加するものでございます。

次に、2目配水及び給水費は、6万5,000円の追加で、内訳は給料1万8,000円、手当3万3,000円、賞与引当金繰入額1万4,000円を追加するものでございます。

次に、4目業務費は、174万3,000円の追加で、内訳は給料63万円、手当71万6,000円、法定福利費39万7,000円を追加するものでございます。

次に、5目総係費は、14万8,000円の追加で、内訳は給料1万8,000円、手当13万円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 水道会計の金額がちょっと大きいので、その内訳がちょっとよくわからないので、本来の人勤に伴うものと、多分これは異動があったものに対するものもあると思うのですが、その辺をちょっと区別して教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、今回の補正の増額の部分について簡単に御説明させていただきます。

まず、原水及び浄水費の部分でございます。こちらもともと1名の人件費を計上しておりまして、この1名分の人勤分の増額ということで、この額を計上させていただいております。

続きまして、2目の配水及び給水費でございます。こちらはもともと2名の人件費を計上しておりまして、このうち1名の人勤分の増額を今回予算に計上させていただいております。

次に、業務費でございます。こちらはもともと2名の予算計上でございましたが、人勤の増額のほかに係長職1名が人事異動で4月以降にかわったことから、その分の給料の差額が一番大きな増額ということで、職員給料費63万円という大きな額を計上させていただいているところでございます。

次に、総係費、こちらは3名分の人件費をもともと計上しておりますが、内容としましては、こちらはこのうち1名分の人勤分の増額ということで、今回補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） そうすると、業務費の係長がこの4月からかわったからということで、これは上げてきたということですよね。

○議長（木下 敏） 水道課長。

○水道課長（笠原泰之） 業務費につきましては、係長職がかわったということで給料が月当たり大体5万円ちょっと多くなったということで、この63万円という額で計上させていただいてお

ります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第63号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

よって、令和元年第4回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時32分 閉会

